

「電技の解釈などの改正に伴う法規科目の受験対策」

2011 年には、電気設備技術基準の解釈や電気事業法施行規則が改正されました。中には、ご存じない方もおられるかも知れません。

2012 年の試験では、新法規での出題となりますので、対策が必要となります。そこで、2012 年の法規科目の重点受験対策を考えてみることにしました！！

2012 年の法規科目の重点受験対策

分野	目標	学習上のポイントやトピックス
電気関係 法規	<p>①電気事業法 →</p> <p>②電気工事士法 →</p> <p>③電気工事業法 →</p> <p>④電気用品安全法 →</p>	<p>1 施行規則での小出力発電設備の改正に注意！ (太陽電池発電 50 kW 未満、水力 20 kW 未満)</p> <p>2 保安規程と電気主任技術者をチェック</p> <p>●法の目的と主任電気工事士の要件をチェック</p> <p>●法の目的と備品をチェック</p> <p>●製造・輸入に関する規制をチェック</p>
電気設備 技術基準	<p>本則</p> <p>解釈</p> <p>改正された内容ばかりにとられるより BASE 条文を重要視せよ！！</p>	<p>●全部で 78 条しかなく、ここで得点しておく！ (通信や電車線関係は省略し、第 27 条に注意)</p> <p>1 まずは、改正条文を入手する！ (電技の本の購入またはネットでの公開分)</p> <p>2 分散規定された用語の定義に注目！ (第 1 条、第 49 条、第 142 条)</p> <p>3 学習範囲は 35 kV 以下の規定で OK！</p> <p>4 基礎条文は手抜きせずに学習する！</p> <p>[例] 第 12 条：電線の接続法、第 15・16 条：電路の絶縁性能（燃料電池や太陽電池）、第 17 条：接地工事、第 23 条：アークを生じる器具の施設、第 37 条：避雷器の施設、第 59 条：支持物の強度、第 61 条：支線の施設、第 71 条：建造物との接近、第 120 条：地中電線路の施設、第 156 条：低圧屋内配線工事の種別</p>
電気施設 管理	<p>計算問題</p> <p>保安問題</p>	<p>10 年間の過去問題を確実に実施しておけば OK</p> <p>⇔超得点源 (類似出題多し)</p>
<p>「電気関係法規・本則・電気施設管理」で得点を稼げば合格できる！</p>		